

花巻市業務継続計画 概要版

1. 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、花巻市が人、物、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、地域防災計画に定められた災害応急対策業務（り災証明に関することなど早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務を含む）及び災害時においても優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な人、物、情報およびライフライン等の確保等をあらかじめ定め、花巻市職員が地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的としている。

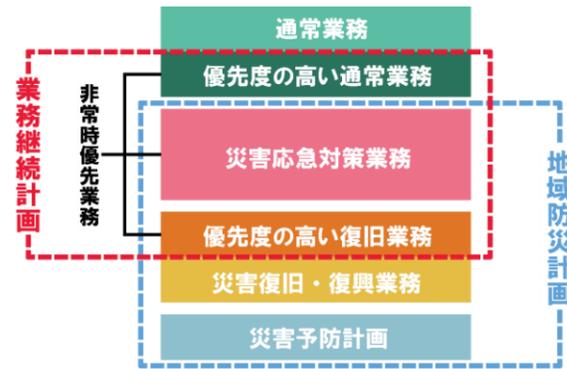


図 業務継続計画と地域防災計画の関係

2. 基本方針

市は大規模災害時においても市民の生命・身体および財産を守ることが重要な任務であり、その任務を継続するため、下記の方針に基づいて業務継続を図る。

1. 市民の生命・身体・財産を最優先で保護しつつ、並行して必要な行政機能の維持を図る
2. 業務継続の優先度の高い業務を取捨選択するとともに、必要資源の確保と適切な配分を行う

3. 想定する災害

市の本庁舎は、水防法に基づく浸水想定区域や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に含まれておらず、風水害時における行政機能の継続への影響は大きくない。したがって、本計画の策定に当たって想定する災害は、本庁舎への影響が最も大きいと考えられる地震災害とする。

本市に影響を及ぼす地震については、県が平成9年度に実施した岩手県地震被害想定調査では、内陸直下型地震（北上低地西縁断層帯地震）となっており、市域に対する想定最大震度は「7」となっている。

国立研究開発法人防災科学技術研究所が公開するWebサイト「J-SHIS 地震ハザードステーション（地震動予測地図を公開するWebサイトで、全国すべての地点において、今後30年間に震度6以上の揺れに見舞われる確率等を調べることができるサイト）」によると、本庁舎立地地域において、今後30年間に震度6弱以上の



図 震度分布

出典：地震ハザードステーション
（防災科学技術研究所）

揺れに見舞われる確率は2.9%、同様に震度6強以上の揺れに見舞われる確率は0.2%となっている。

また、地震調査研究推進本部では、北上低地西縁断層帯における地震動予測を6つの条件の異なる断層の破壊シナリオにより予測を行っている。これらのケースの中でも、特に断層の破壊始点および破壊領域が本庁舎から近く、本庁舎およびその周辺地域において最も揺れが大きくなる、ケース5の破壊シナリオを想定することとした。

これらの調査結果を踏まえ、この計画で想定される災害は「地震災害」とし、本庁舎での想定震度は6強とする。発生時期は、職員参集が困難となる冬季・休日の深夜を想定する。



図 発災後の時間帯別職員参集割合

【想定する地震災害の概要】

- ・ 想定地震 : 北上低地西縁断層帯
- ・ 地震の規模 : マグニチュード7.8程度
- ・ 市域での主な震度 : 震度6弱～震度7
- ・ 本庁舎の震度 : 震度6強
- ・ 発生時期 : 冬季・休日の深夜

4. 業務継続上重要な6要素

項目	対応目標	課題	今後の対策
① 首長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制			
指揮命令系統	意思決定、指揮命令が滞りなく行える体制の確保	組織の改編による災害対策本部規程の改定との整合性を図ることが必要である。	本計画に定める各部の責任者等について毎年度定期的（年度途中で組織の改編があった場合はその都度）に確認を行い、その結果を庁内で共有し、指揮命令系統について統一を図る。

項目	対応目標	課題	今後の対策
職員	迅速な初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の各部の分掌事務について災害対策本部規程に定めており、組織の変更分についてはその都度修正を行っているが、災害時職員行動マニュアルについては更新が行われていない。 地域防災計画や災害時職員行動マニュアルの職員への周知が行われていない。 災害対策本部室訓練において、電話などの通信機器や庁内ネットワークが使用できない場合など、困難な条件下での訓練までは実施できていない。 災害時に職員の健康を維持し、効率的な業務を遂行するための交替要員等の確保ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時職員行動マニュアルについては、毎年度当初に各課に照会し、内容点検や法改正への対応などの修正を行う。 地域防災計画や災害時職員行動マニュアルの職員への周知を行う。 様々な想定の下で災害対策本部室訓練を行う。 災害時の職員の交替勤務制など、職員の健康維持に関する検討を行う。
②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定			
庁舎・執務室	迅速に執務実施可能な庁舎・執務室の確保	<ul style="list-style-type: none"> 花巻市災害対策本部規程には、代替庁舎の特定及び順位が示されていない。 個室となっている一部の事務室では書架やロッカーの転倒・落下により入り口が開かなくなる可能性がある。 机や棚の固定、ガラスの飛散防止などの地震対策は実施されていない。 災害時庁舎等管理マニュアルは作成されているが、代替施設への移転に関する手順やマニュアルは整理されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部を本庁舎に設置できない場合は、以下の施設を代替施設とする。 第1候補：東和総合支所、第2候補：石鳥谷総合支所、第3候補：大迫総合支所、第4候補：消防本部 庁舎の危険箇所の把握に努め、転倒防止用の耐震ジェルなどで対策を行う。 代替施設への移転に関する手順を検討する。 出入口付近に倒れやすいものを置かないなど、施設管理に留意する。 代替庁舎の順位を決める際に、電力稼働時間が大きな要素として考えられる。石鳥谷支所の非常用発電機を34時間から72時間(3日間)稼働させるためには、燃料タンクを現状(900ℓ)から倍増(1,800ℓ)しなければならないが、専用建屋の建築や屋上までの配管工事の設計等大がかりな設備工事が伴う。これらの経費を算出した後、本計画見直しと合わせて地震想定の際の代替え庁舎の順位について、検討を行う。
③電気、水、食料等の確保			
電気	停電復旧までに行う業務に必要な電力確保	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎の自家発電機は燃料タンクが暖房と兼用となっており、発災のタイミングによっては燃料の残量が少なくなっている可能性がある。 応急対策用燃料の供給協定先との素早い燃料供給体制の確保が必要である。 非常用発電機稼働時に使用できるコンセントの位置の把握ができていない代替施設がある。 非常用発電機稼働時に使用できるコンセントの位置や設備などを周知されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発災時には停電の優先的な復旧について、電気事業者に要請する。 燃料供給協定先との供給手順の確認を行う。 代替施設の非常用発電機稼働時に使用できる照明、コンセントなどの位置を確認する。 非常用発電機稼働時に使用できるコンセントの位置や設備などを職員へ周知する。

項目	対応目標	課題	今後の対策
食料・飲料水等	救援物資が届くまでに不自由がない程度の職員の災害対応活動用物資の確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の職員向けの食料・飲料水等の備蓄をあらかじめ確保しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員は自宅での備蓄に努め、勤務時間外や閉庁時に発災した場合は、登庁時に食料や飲料水を持参する。 住民向け備蓄計画の見直しに併せて、流通備蓄による職員用食料の確保についても検討する。
トイレ	災害時にトイレが使用できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の職員向けの災害用トイレを整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所向けの備蓄品のほか、庁舎用簡易トイレの備蓄を検討する。 マンホールトイレの使用を検討する。
公用車・燃料	災害時でも円滑に公用車が使用できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機や燃料が不足し、公用車が使用できない恐れがある。 車両の被災、職員や物資の輸送のため、公用車が不足する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料供給協定先との供給手順の確認を行う。 非常時優先業務に使用する公用車以外は、災害対策本部にて共用車として割り当て、使用を検討する。 非常用発電機稼働の際には、庁舎の維持管理に必要な最低限の出力に抑えることとし、特に厳冬機関においては、暖房と非常用発電機の燃料を兼用している本庁舎では、燃料の残量管理を徹底して行う。
④災害時にもつながりやすい多様な通信手段			
通信機器	災害時に使用可能な通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 無線機や衛星電話については、操作の習熟が必要となるものもある。 地域振興無線の携帯型は災害時に有効であるが、数時間ごとに充電が必要である。 無線機や衛星携帯電話用の予備バッテリーが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線機や衛星電話について定期的な習熟訓練を実施する。 地域振興無線などの各無線機用と衛星携帯電話用の予備バッテリーを用意し、非常用発電機を確保する。
⑤重要な行政データのバックアップ			
情報システム	重要データの保護および情報システム被害軽減・早期復旧	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎内のサーバールームでは、サーバーラックの床ボルト固定を行っているが、一部のラックは固定されていないものもある。 	<ul style="list-style-type: none"> サーバの転落・転倒防止対策の実施状況を確認し、ボルト固定等の必要な措置を検討する。 庁舎が被災し使用不能になったとしても、職員が他の施設でパソコンや通信回線を確認して業務を継続するとしたクラウド化を検討する。
⑥非常時優先業務の整理			
非常時優先業務の選定	非常時に優先して実施すべき業務の整理	<ul style="list-style-type: none"> 業務の所管課において定期的な見直しが必要である。 災害対応に対するニーズが多様化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織改正に伴う事務分担の変更があった際には、非常時優先業務の見直しを行う。 他自治体の災害対応検証資料や各種研修を通じて業務内容の見直しを図る。

項目	対応目標	課題	今後の対策
<p>●非常時優先業務の考え方 非常時優先業務を選定するにあたり、下記の考え方に沿って選定を進めた。 ・市民の命をつなぐ災害対応業務を最優先 ・災害対応業務へのマンパワー確保のため、通常業務については可能な限り「停止」または「縮小」</p> <p>●業務開始目標時間の設定 発災時において、資源等の制約を伴う状況下で、効率的かつ迅速に業務を継続又は実施するためには、予め優先的に実施すべき業務を洗い出し、業務内容を絞り込む必要がある。そこで、洗い出しを行った業務について発災後いつまでに開始・再開する必要があるか（業務開始目標時間※）を検討し、非常時優先業務を選定した。 ※業務開始目標時間：発災後3時間以内／24時間以内／3日間以内／1週間以内／2週間以内／1ヶ月以内</p> <p>●非常時優先業務の選定 非常時優先業務の選定については、次の手順で選定した。 ①各課の課長補佐を集め、業務継続計画策定のための全体説明会を開催した。当該計画策定の意義の説明と、各課の優先度の高い通常業務の選定を行った。 （実施日時：平成30年12月7日 14:00～16:00） ②各課の課長補佐を集め、優先度の高い通常業務および応急業務の目標開始時間の設定ならびに受援業務について選定を行った。選定は、災害対策本部の部単位からなるグループを作り、話し合いながらワークショップ形式で選定作業を行った。 （実施日時：平成31年1月31日 14:00～16:00）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="213 823 795 1192" style="text-align: center;">  <p data-bbox="388 1192 605 1220">図 全体説明会の様子</p> </div> <div data-bbox="872 823 1389 1192" style="text-align: center;">  <p data-bbox="1012 1192 1270 1220">図 ワークショップの様子</p> </div> </div>			

5. 業務継続体制の向上

本計画をより実効性の高いものとするために、非常時優先業務のより詳細な検討や資源確保のための事前対策の実施、定期的な計画の改定を繰り返し行っていく。また、事業継続力の向上を図るために、教育・訓練や計画の検証・実行等を通じて課題の検討を行い、PDCAサイクルにより継続的な改善に努める。